

## ○出資法人の情報公開指導要綱

平成16年6月21日

例規（広）第39号

改正 平成24年3月14日例規（広）第8号

令和6年1月29日例規（広）第1号

### 第1 趣旨

この要綱は、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により警察本部長が定める県が出資している法人（以下「対象法人」という。）を対象として、同条第2項の規定により実施機関が行う指導について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 対象法人

対象法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している別表第1に掲げる法人
- (2) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している別表第2に掲げる法人

### 第3 実施機関が行う指導

- 1 対象法人の指導に関する事務を主管する課（以下「主管課」という。）は、次の各号に掲げる対象法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項について指導を行うものとする。

- (1) 第2第1号に規定する対象法人

県と同程度の情報公開制度の実施

- (2) 第2第2号に規定する対象法人

次の対象法人の区分ごとに指定する経営状況を説明する資料の公表

ア 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

定款、役員名簿、（一般社団法人及び公益社団法人の場合）社員名簿、事業報告書、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書、役職員数及び報酬・給与等の支給状況を示す資料（別添様式例）

イ 株式会社

定款、役員名簿、貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案、役職員数及び報酬・給与等の支給状況を示す資料（別添様式例）

ウ ア及びイ以外の対象法人

法令で定める文書並びにア及びイに準じた文書

2 主管課は、第2第1号に規定する対象法人に対し、必要に応じて、情報公開の実施状況について報告を求め、その実施状況を確認するものとする。

#### 第4 資料の公表

1 第3第1項第2号に規定する経営状況を説明する資料を公表する期間及び公表の方法は、次の表のとおりとする。

資料の種類	公表する期間	公表の方法
定款、役員名簿、社員名簿、役員数及び報酬・給与等の支給状況を示す資料	可能な限り最新のものを常時公表	対象法人の主たる事務所、警察本部広報相談課及び県の行政情報センターにおける資料の閲覧（必要に応じて、インターネット、刊行物その他の媒体を利用した適宜の方法による公表を併せて行うことができる。）
事業計画書、収支予算書	原則として当該事業年度の開始前から次の事業年度の文書が公表されるまで	
事業報告書、営業報告書、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表、財産目録、利益の処分又は損失の処理に関する議案	当該事業年度の終了後5年間（原則として当該事業年度の終了後3か月以内に公表を開始する。）	
その他法令で定める文書	法令で定める期間	

2 主管課は、第2第2号に規定する対象法人に、第3第1項第2号に掲げる文書3部をそれぞれの公表の開始時期までに提出させ、うち1部を警察本部広報相談課に、うち1部を行政情報センターに速やかに送付するものとする。

#### 別表第1

公益財団法人山形県暴力追放運動推進センター

#### 別表第2

別表第1に掲げる法人